

令和7年度分 事業所における自己評価結果（保育所等訪問支援）

（事業所名）子ども発達総合支援センター

（公表日）令和8年2月27日

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	1	訪問支援に使用する教具教材は適切であるか。	○		訪問時には、センターの療育時に使用していて、訪問先でも活用できそうなもの(声の大きさ表、好きな玩具など)を持参するよう心がけています。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」以上の職員を配置し、必要な職種が連携して支援を行っています。限られた人員で、他の通所サービス事業と調整しながら対応していく必要があります。
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		職種別会議や係内会議、役職者会議を活用し、業務改善が図れるよう努めています。
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		保護者向け評価表による評価を実施し、結果をホームページで公表するとともに、職員間でも共有し、利用者の意見とセンターとして求められる業務を照らし合わせながら、業務改善につなげています。
	5	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		定期的な役職者会議や職種別会議、係内会議、また業務内容に対するアンケートを行いながら、業務改善につなげるよう努めています。
	6	第三者による外部評価(経営評価委員会)を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	○		経営評価委員会を設置し、評価結果を業務改善につなげています。
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会やセンター内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		訪問支援に特化した研修ではありませんが、訪問支援につながる専門性のある研修、また保育園での生活について学ぶ研修などを実施しています。また保育現場での実習も行い、職員の資質向上に努めています。
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	○		アセスメントは初回に限らず、前回の訪問から期間が空いたり、ニーズに変化が生じた際にもその都度行い、こどもと保護者のニーズや課題の客観的分析に努め、保育所等訪問支援計画を作成しています。
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		アセスメントした情報は支援にかかわる職員と様々な方法で共有、検討し、保育所等訪問支援計画を作成しています。
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	○		事前にサービス担当者会議等を行い、訪問の目的を整理するとともに、訪問先の担任等と情報共有や意向確認を行い、保育所等訪問支援計画に反映するよう努めています。
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		保育所等訪問支援計画は支援にかかわる職員で共有し、計画に沿った支援を心がけています。

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など	
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		行動観察を行うとともに、必要に応じ、発達検査を指標とし、こどもの状況把握に努めています。
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の提供すべき具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	○		保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、支援内容を設定しています。
	14	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	○		訪問前には、様々な場面を活用しながら、支援にかかわる職員間で必要な情報共有や支援内容等の打ち合わせを行っています。
	15	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○		支援終了後、こどもの様子や支援の振り返りを共有し、支援記録を作成しています。
	16	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	○		訪問先の理念や方針を尊重するため、まずは訪問先の思いを確認し、現場で対応可能な支援方法を提案するよう努めています。
	17	毎回の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○		支援記録を作成し、情報共有を図るとともに支援の振り返りを行っています。
	18	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○		定期的モニタリングを行い、保護者や訪問先のニーズを確認しながら、保育所等訪問支援計画に基づく目標に対する評価を実施しています。また、訪問先とは、保護者同意の上で電話等で訪問後の情報共有も行っていきます。
	関係機関や保護者との連携	19	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○	
20		地域の保健、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○		市の公的機関である性質を最大限に活かしながら、必要に応じて、こども家庭センターやこども未来課、障がい福祉課、教育委員会ほか、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携できる体制を整えています。
21		就園・就学時の移行の際には、保育所等や学校との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		就園・就学にかかるこどもについては、訪問支援を活用するとともに、必要に応じて保護者や園等と情報共有、相互理解を図っています。
22		質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	○		訪問支援に特化した研修ではありませんが、外部専門講師による、職員へのスーパーバイズや事例検討会の実施、訪問支援につながる研修への参加を行いました。
23		市の自立支援協議会や子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	○		「松阪市障害者地域自立支援協議会」や「松阪市子ども・子育て会議」に代表者が参加し、職員間で情報を共有しています。
24		日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	○		訪問支援のみご利用の保護者には、常時伝え合うことは難しい場合もありますが、訪問支援の前後、また必要に応じて随時、こどもの状況や課題について話をするよう努めています。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	25	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○		訪問支援のみご利用の保護者にも、ペアレント・トレーニングや保護者向け講演会に参加できる体制となっており、情報発信も行っています。
保護者等への説明等	26	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		運営規程等については契約時に説明するとともに、利用者負担等についても利用日の翌月に給付に係る明細をお渡ししています。
	27	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	○		毎年、初回利用時には、訪問支援サービスの概要や目的、どのような流れで進めていくか等、書面をもとに伝えています。また、説明資料は、訪問先で共有いただくようお願いしています。
	28	保育所等訪問支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○		聞き取り表を活用しながら、子どもや保護者の意向、ニーズを確認し、保育所等訪問支援計画を作成しています。
	29	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	○		利用開始前に個別支援計画を示しながら支援内容の説明を説明し、同意を得ています。
	30	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○		ご家族から子育ての悩み等の相談があった際には、随時対応しています。また、他の専門職員や心理士とも連携しながら、必要な助言や支援を行っています。
	31	保護者会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	○		訪問支援のみご利用の保護者同士が交流する機会はありませんが、令和7年度にも全保護者を対象とした保護者交流会を実施しました。また、きょうだい同士で交流する場合はそれ単独では設定していませんが、きょうだい児を支援する家族団体に対して、活動場所として施設の提供や専門職員の助言を通じ、きょうだい児や保護者の交流、思いが共有できる場づくりを支援していきます。
	32	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		苦情や申し入れがあった場合、電話や面談で速やかに対応し、職員間で共有するよう努めています。
	33	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	○		行事やお知らせを掲載した「そだちの丘だより」を作成し、保護者連絡用ツール(アプリ)「tetoru(テトル)」で定期的に配信しています。
	34	(家族等に対する)個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		個人情報が記載された書類は鍵付きキャビネットに保管しています。
	35	視覚障がいや聴覚障がいなど、障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達に支援が必要な場合、障がいの種別に応じた配慮をしているか。(例:手話など)	○		聴覚障がいのある子どもや保護者にはマスクを外して口読ができるよう、また聴覚障がいのある保護者の予約等はメールで行うなど、障がい特性を把握し、特性に応じた情報伝達に努めています。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
訪問先施設への説明等	36	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	○		訪問支援後も電話等で情報共有を行い、相談があった際には、必要な助言や支援を行える体制を整えています。
	37	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	○		支援実施後、支援内容のフィードバックや課題の共有等、カンファレンスを行っています。特に支援方法を提案した場合は、提案内容が実施可能か、適切か等、状況を確認しています。
	38	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	○		支援実施後、訪問先施設でのこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、支援内容等を伝えていきます。
	39	(訪問先施設等に対する)個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		可能な限り、個人情報を含む文書を施設外へは持ち出さず、やむを得ず持ち出す必要がある場合は、その管理を徹底しています。
	40	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	○		訪問先施設の方針を踏まえた上で、支援方法をともに考え、提案することを積み重ねながら、専門性を活かした助言を行っています。また、日頃から連絡のとりやすい関係づくりを心がけています。
非常時等の対応	41	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		センターとして各種マニュアルを策定するとともに、「防災週間」などで非常時の動きを経験していただく機会を設定しています。訪問先で緊急事態が生じた際には、センター職員と訪問先施設が連携を図り、こどもの安全確保に努めます。
	42	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○		策定した安全計画に基づき、毎月、各種研修や訓練を実施しています。また、こどもが使用する設備や器具は、日々、遊具点検表に基づき点検しています。
	43	ヒヤリハットをセンター内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		担当者によるヒヤリハット会議を定期的に行い、ヒヤリハット報告書を作成するとともに情報共有を図っています。また必要に応じて話し合いの機会を設定し、再発防止に努めています。
	44	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		「虐待防止のための指針」に基づき、委員会を設置し、職員研修を行っています。
	45	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、保育所等訪問支援計画に記載しているか。	○		「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、委員会を設置し、職員研修を行っています。また、サービス利用開始時には、書面で確認するとともに、個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を明記し、拘束と考えられる場面等についてもこどもや保護者に事前に同意を得ています。